

会則 新現対照表

新	現	備考欄
<p>(設置)</p> <p>第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）<u>企画本部</u>に、海洋生分解性プラスチック標準化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>一 代表1名 <u>企画本部知財・標準化推進部</u>の長又は産総研に所属する職員のうち、<u>知財・標準化推進部</u>の長が指名した者とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 <u>知財・標準化推進部</u>に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。</p> <p>2 事務局は代表が指名した<u>知財・標準化推進部</u>に所属する職員等が務めることとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）<u>社会実装本部</u>に、海洋生分解性プラスチック標準化コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。</p> <p>(役員)</p> <p>第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>一 代表1名 <u>社会実装本部社会実装戦略部</u>の長又は産総研に所属する職員のうち、<u>社会実装戦略部</u>の長が指名した者とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 <u>社会実装戦略部</u>に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。</p> <p>2 事務局は代表が指名した<u>社会実装戦略部</u>に所属する職員等が務めることとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

会則 新現対照表

新	現	備考欄
<p><u>(輸出管理条項)</u></p> <p><u>第17条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示（以下、あわせて本条において「提供等」という。）を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。）</u></p> <p>(解散)</p> <p>第18条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。</p> <p>(会則の改廃等)</p> <p>第19条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第20条 本コンソーシアムの設置期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。</p>	<p>(解散)</p> <p>第17条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。</p> <p>(会則の改廃等)</p> <p>第18条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第19条 本コンソーシアムの設置期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

会則 新現対照表

新	現	備考欄
<p>(協議)</p> <p>第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。</p> <p><u>附 則 (一部改訂)</u></p> <p><u>この会則は、2024年3月6日から施行する。</u></p>	<p>(協議)</p> <p>第20条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p>